

地価調査と地価公示について

区 分	令和3年度宮城県地価調査	令和3年地価公示
根 拠 法 令	国土利用計画法施行令 (昭和49年政令第387号) 第9条第1項	地価公示法 (昭和44年法律第49号)
実 施 主 体	宮 城 県	国 (土地鑑定委員会)
価 格 の 名 称	標 準 価 格	公 示 価 格
地点(画地)の名称	基 準 地	標 準 地
調 査 対 象 区 域	県内全域 (35市町村)	公示区域 (33市町村)
調 査 方 法	県が基準地を選定し、不動産鑑定士の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調整を行って、当該基準地の単位面積当たりの標準価格を判定する。	国 (土地鑑定委員会) が標準地を選定し、不動産鑑定士の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調整を行って、当該標準地の単位面積当たりの公示価格を判定する。
県内の調査地点数	宅地及び宅地見込地 385地点 林 地 20地点 計 405地点	宅 地 575地点 計 575地点
価格の判定基準日	令和3年7月1日	令和3年1月1日
公 表 月	令和3年9月	令和3年3月